

森林林業緊急整備事業（県産材活用促進支援）応募要領

県産木材の利用は、伐採・植林・保育の林業生産サイクルを円滑に循環させ、県内の森林を健全に育成し、森林の多面的機能を発揮させることから、産地が明確な県産木材等を使って店舗等の民間建築物や住宅を新築・増改築、リフォームする方に対して、県産木材の使用量に応じて支援し、県産木材の利用拡大を進めることを目的としています。

1. 補助対象者

以下のすべてを満たす民間建築物・住宅に産地が明らかな県産木材等を利用する者

- (1) 民間建築物（店舗・事務所、レストラン、賃貸住宅等）、住宅（マンション、戸建住宅）
- (2) 国の他の補助事業により補助金を交付される予定がないこと
※長期優良住宅普及促進事業やエコポイントの一部などは重複不可（住宅設備の設置は重複可）
- (3) 産地証明付きの県産木材の使用量が木材使用量全体の60%以上であること
※県産木材の産地証明については、県木連に申請し、県木連が発行する証明書を添付
- (4) 県内で新築・増改築、リフォームされること
- (5) 県内に事務所（営業所又は本支店）を有する施行業者で施行されること

2. 補助額

産地が明らかな県産木材等使用量 (m ³ /件)	民間建築物・住宅補助金 (円/件)
25以上	400,000
20～25未満	300,000
15～20未満	210,000
10～15未満	130,000
5～10未満	60,000

※新築は使用量10m³以上から、リフォームは使用量5m³以上から適用

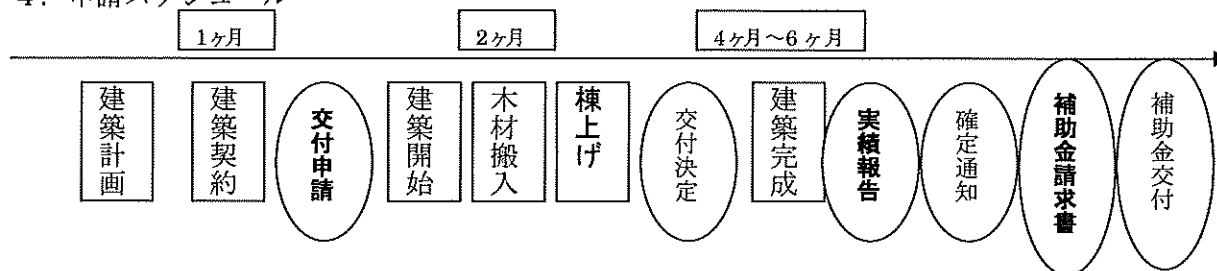
3. 申請受付期間 平成23年3月16日から平成23年12月28日（予定）まで

※1 平成24年3月30日までに民間建築物・住宅が完成し、引き渡し完了すること。

※2 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度と併用する場合は、補助金交付申請と同時に特別融資制度の貸付申請書を提出すること。

※3 申込多数の場合は、予算の範囲内で早めに受付を終了する場合があります。

4. 申請スケジュール



5. 予算 平成23年度 63,000千円 [252件]

6. 申請の流れ

お申し込みは直接、兵庫県林務課に提出してください。手順は（１）～（８）となっております。

- （１）補助金を申請される方（以下「申請者」という）は、民間建築物・住宅を建築する前に以下の書類を県に提出してください。（郵送可）
 - ①補助金交付申請書（様式第１号）
 - ②森林林業緊急整備事業（県産材活用促進支援）（変更）計画書（要領様式第１号）
 - ③木拾い表、工事図面、案内略図
 - ④施工業者との契約書の写
 - ⑤債権者登録申請書

- （２）県は、提出いただいた書類を審査し、申請者へ着手承認通知書（要領様式第２号）を送付します。原則として着手承認通知書が届いた後で、工事に着手してください。

- （３）申請者は、原則として棟上げの１ヶ月前までに、兵庫県木材業協同組合連合会へ以下の書類を提出してください。産地が明らかな県産木材であることの確認に必要ですので、書類の作成は施工業者や木材納入業者の方と相談しながら作成してください。
 - ①産地証明付兵庫県産木材等使用建築物等証明申請書（要領様式第３号）
 - ②納材証明書（要領様式第４号）
 - ③木拾い表、案内略図、伐採届等（写）

- （４）県は、補助金交付申請書と兵庫県木材業協同組合連合会の証明の内容を確認し、補助金交付決定通知書（様式第２号）を申請者へ送付します。

- （５）申請者は、民間建築物・住宅が完成した後に、以下の種類を県に提出してください。なお、②については申請時の内容と変更がない場合は不要です。
 - ①補助事業実績報告書（様式第１０号）
 - ②森林林業緊急整備事業（県産材活用促進支援）実施状況報告書（要領様式第１号に準じる）
 - ③棟上げ写真（県産木材の使用が分かるような写真）、完成写真（内装、外観の分かる写真）

- （６）県は（５）で提出があった書類を確認し、適正と認めた場合は補助金額確定通知書（様式第１１号）を申請者に送付します。

- （７）申請者は、補助金額確定通知書に記載された金額の補助金請求書（様式第１２号）を県に提出してください。

- （８）県は、債権者登録申請書に記載された口座に補助金を振り込みます。

お問い合わせ及び提出先

兵庫県農政環境部農林水産局林務課

TEL 078-341-7711(内線 3639)